

人権保障のあらたな地平をひらく

中村 尚子

なかむら たかこ
立正大学社会福祉学部
本誌編集委員

2001年国連総会決議から5年目を迎え、「障害のある人の権利に関する国際条約」(以下、「権利条約」)の起草にかかわる論議が最終盤に向かっている。世界人権宣言に示された「すべての人の人権」を保障するための人類の努力が、また一つ、実を結ぼうとしている。

本誌ではすでに、2004年2月、作業部会までの経過をふまえて権利条約に関連する特集を組んだ(「障害者の人権保障と法的問題」,第31巻4号)。以後の国連での議論がどのように進行するのか、予想することが困難ななかで、ふたたび特集を組むことになった。特集にあたって、当初二つの選択肢があった。一つは条約採択後に条約の特徴や詳細を検討する特集であり、もう一つは途上にある議論の争点や採択までの課題などを明らかにする特集である。本特集は、後者を採用して構成したものである。

その理由はいくつかあるが、第一には、採択を待たずして権利条約をもっと広く知らせなければならないということがある。マスコミなどで取り上げられる機会もあまりないばかりでなく、身近な障害分野の関係者の間でも、条約の意義や内容は浸透しているとはいえない。条約を知り学ぶことは、国民に根を張った条約にしていくための基礎条件であろう。

第二に、条約の論点について、国内でもおおいに議論する必要があると考えた。特別委員会を傍聴した方々が述べているように、特別委員会の議事は、すべての意見を尊重することをいちばんにしてすすめられている。そうした経過

からも学びつつ、差別と合理的配慮、身体 の自由と入院・治療の関係、インクルーシブ社会への展望などさまざまな論点について、わが国の今後とも関わって検討すべきである。

第三に、権利条約採択後の課題、すなわちわが国の批准に関係した国内課題とのかかわりである。権利条約がわが国で生きたものとなるためには、国内の法制度をはじめとするさまざまな環境を変える質の高い内容で採択されるよう政府に働きかける議論を旺盛に展開すべきであり、批准後の条約遵守のためのしきみを確実なものにする準備も必要である。

本特集の論文のそれぞれには、こうした本特集の意図が輻射している。じっくりと検討し、権利条約に関する議論をいっそう深めていただければと思う。その議論は、さらに条約採択後の本誌特集へとつながることになるだろう。

わが国の障害者の現実に目を向ければ、「構造改革」の名の下、国連における人権の前進に逆行するかのよう な事態が進行している。障害者自立支援法がその象徴でもある。権利条約がわが国の現実を変える力をもつためには、条約論議の到達点を学ぶことは欠かせない課題であり、採択に向かういまはその重要な時期であろう。

権利条約とは、けっしてできあがったものの押しつけであってはならない、私たち自身がつくりあげるものであるという視点をもって、障害分野に限らない、国民各層との議論が広がることを期待したい。